

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～令和6年度から令和10年度の考え方～

稚内市

本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等の約6割は、森林経営計画を作成し計画的な森林の整備が進められています。しかし、一部の整備が行き届かない森林があり、その所有者には計画の参画を勧め、所有者自らの経営が難しい場合には適正な森林管理が行えるよう森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます。

また、計画に参画している森林については、循環型の健全な森林経営はもちろんのこと、地球温暖化対策や山地災害の防止など、森林の有する多面的機能に貢献できるよう地域の実情に合った森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

地域の関係機関や事業体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

市内のトドマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、市内には製材工場が少なく、伐採木の多くは輸送用資材の原料として近隣の市町村へ出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値向上を図るため、市内工場への出荷や市内の公共施設の木造化・木質化を進めるなど市内の木材利用を促進します。

4 普及啓発

地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収や土砂災害の防止など森林が持つ多面的機能や森林整備の必要性について理解を深めるとともに、木に親しみを持ち、森林環境について考える機会を提供するため、植樹活動や市内産材を利用し普及啓発を進めます。